

山梨県衛生環境研究所微生物部細菌検査器具滅菌洗浄等業務委託に係る一般競争入札公告

山梨県衛生環境研究所が発注する微生物部細菌検査器具滅菌洗浄等業務委託に係る契約は一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年2月12日

山梨県衛生環境研究所
所長 岸本 里香

1 一般競争入札に付する事項

（1）業務名称

山梨県衛生環境研究所微生物部細菌検査器具滅菌洗浄等業務委託

（2）履行場所

山梨県甲府市富士見一丁目7番31号

山梨県衛生環境研究所 4階滅菌洗浄室

（3）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）業務仕様

入札説明書及び仕様書で定める内容のとおり

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

（1）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないとされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の認定種目(役務)のうち、「その他(役務)」に係る登録を受けている者であること。
- (4) 過去2年間(令和5年4月1日から本件入札公告日まで)に本件入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務を国、地方公共団体から複数回受託し、当該業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 山梨県内に本店又は支店を有し、契約締結時点から遅滞なく本件入札に係る業務を履行できる者であること。
- (6) その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和8年2月24日(火)までの日(山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日山梨県条例第6号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

山梨県衛生環境研究所

郵便番号 400-0027

所在地 山梨県甲府市富士見一丁目7番31号

電話 055-253-6721

メール eikanken@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和8年2月24日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)に掲げる場所において直接交付する。

これ以外の方法による交付を希望する場合は、令和8年2月20日(金)午後5時までに(1)に掲げる場所に電話連絡すること。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月24日(火) 午前11時

山梨県甲府市富士見一丁目7番31号 山梨県衛生環境研究所

(5) 入札書の提出

(1) に掲げる場所へ入札説明書で指示する方法により令和8年3月23日(月)午後5時までに到着するよう提出すること。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 本件入札の公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札条件に違反した者の行った入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
- (4) 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき

5 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。
ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。
ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除するものとする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 最低制限価格の有無 無

(6) 前払金の有無 無

(7) 本件入札における落札の効果は、令和8年4月1日、令和8年度予算発効時に効力を生ずるものとする。

(8) 落札者が契約締結までの間に、2に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び入札心得を確認すること。